

＜高知市における「揺れ」に関する補助事業＞

① 住宅耐震化に係る補助事業 耐震診断

高知市では、地震発生時の木造住宅の倒壊等による被害を軽減することを目的に、耐震改修工事を行う方に対して、耐震改修計画作成と耐震改修の費用の一部を助成し、市民の耐震対策を支援しています。（※平成 29 年度現在）

事業	概要	補助額等	補助対象要件
① 高知市木造住宅耐震診断士派遣事業	住宅耐震診断を希望する市民の方に「高知県木造住宅耐震診断士」を派遣し、診断を行うもの	自己負担金は無料	高知市内の次の要件を満たす木造住宅 <ul style="list-style-type: none"> ・昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工された住宅で、2 階建て又は平屋建て ・在来軸組木造構法・伝統構法で建築 ・賃貸住宅（共同・長屋住宅含）は耐震診断について借主の同意を得ている ・スキップフロア等の床レベルに段差がない ・平成 15 年以降の高知市の住宅耐震診断士の派遣を受けたことがない
② 高知市木造住宅耐震改修（計画作成）費補助事業	耐震診断を受診した住宅の耐震改修工事を行う方に対して、一定の要件の下、耐震改修計画の作成と耐震改修工事の費用の一部を助成する制度	<p>【耐震改修計画作成費】 1 棟あたり 20 万 5 千円まで（共同住宅・長屋の場合、1 棟あたり 41 万 1 千円まで） （耐震改修計画作成にかかる費用の 3 分の 2 を上限）</p> <p>【耐震改修工事費】</p> <p>①住宅全体を改修する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1 棟あたり 110 万円、共同住宅・長屋の場合、1 棟あたり 30 万 8 千円に 1 戸あたり 30 万 8 千円を加えた額又は 1 棟あたり 154 万 2 千円のいずれか低い額 ・ いずれも耐震改修工事にかかる費用を上限 <p>② 2 階建て住宅の 1 階部分のみ回収する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1 棟あたり 41 万 1 千円、共同住宅・長屋の場合、1 棟あたり 20 万 5 千円又は 1 棟あたり 82 万 2 千円のいずれか低い額 ・ いずれも耐震改修工事にかかる費用を上限 	<p>次の要件をすべて満たす住宅（共同住宅・長屋を含む）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「高知市木造住宅耐震診断※」を受け、上部構造評点が 1.0 未満と診断された住宅 ・ 改修工事後の上部構造評点が 1.0 以上、または高知県が別に定める基準以上 ・ 住宅に明らかな法令違反のないこと（改修工事に伴い、法令違反を是正する場合を除く） ・ 過去に、この事業による補助を受けていない住宅である <p>※高知市木造住宅耐震診断を受けずに申請することも可能（平成 29 年 4 月より）</p>

お問合せ・お申込みは、高知市都市建設部建築指導課 Tel 088-823-9470

高知市ホームページ：<http://www.city.kochi.kochi.jp/soshiki/58/taishinkaisyu2904.html>

② 家具の転倒防止対策に係る補助事業

高知市では、地震発生時における家具等の転倒及び飛散による被害の防止を図るため、家具の転倒防止器具の取付けが困難な世帯等を対象に、家具等の転倒防止対策を支援しています。(※平成 29 年度現在)

事業	概要	支援内容等	対象要件
① 高知市家具等転倒防止対策支援事業	家具等に転倒防止器具の取付けを行う高齢者や障がい者等が居住する世帯に対し、転倒防止器具の取付けを支援	転倒防止器具の取付けにかかる器具購入費用の見積りと準備、転倒防止器具の取付けを高知市が委託する事業所が代行。転倒防止器具購入代金については、申請者負担	高知市内在住で、以下のいずれかに該当する世帯 ① 満 65 歳以上の方のみで構成された世帯 (平成 30 年 3 月 31 日までに満 65 歳に達する方を含む) ② 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方が属する世帯 ③ 介護保険の要支援または要介護の認定を受けている方が属する世帯 ④ 満 18 歳未満の子のみを養育するひとり親の世帯 (平成 30 年 3 月 31 日までに満 18 歳に達する子を含む) など取付け作業が困難であると認められる世帯
② 高知市地域で学ぶ家具等転倒防止対策事業費補助金	自主防災組織等が行う家具等転倒防止学習会において、啓発目的に使用する転倒防止器具(つっぱり棒、壁裏探知機、柱センサー等)の購入に係る費用に対し、補助金の交付を行います	上限 1 万円	町内会などの地域組織や自主防災組織等

お問合せ・お申込みは、高知市防災対策部地域防災推進課 Tel 088-823-9040

高知市ホームページ:<http://www.city.kochi.kochi.jp/soshiki/12/kagutentouboushi.html>

③ ブロック塀等の耐震対策

高知市では、避難路の確保や市街地の防災安全性を確保することを目的として、危険性が高い既存コンクリートブロック塀等の撤去又は安全な塀へ改修する費用の一部を助成し、市民のブロック塀等の耐震対策を支援するものです。(※平成 29 年度現在)

事業	概要	補助額等	対象要件
③ 耐震対策事業 ブロック塀等	避難路の確保や市街地の防災安全性を確保することを目的として、危険性が高い既存コンクリートブロック塀等の撤去又は安全な塀へ改修する費用の一部を助成	上限 20 万 5 千円 (千円未満切捨て)	高知市税を滞納していない市民所有のブロック塀等で、所定の点検表に基づき、危険性が高いコンクリートブロック塀等と判定されたもので、かつ緊急輸送路又は避難路に面しているもの。対象となる工事は以下のとおり ①ブロック塀等の撤去 ②安全な塀への改修

お問合せ・お申込みは、高知市都市建設部建築指導課 Tel 088-823-9470

高知市ホームページ:<http://www.city.kochi.kochi.jp/soshiki/58/burokkuhei.html>

④ 空家等対策の実施

高知市では、空家の周辺住民からの相談も増加していることから、空家対策に向けた取組を総合的かつ計画的に進めるため、「高知市空家等対策計画」を平成 29 年 3 月に策定しました。

対策	主な取組	概要
① 空き家対策	所有者等による空家等の適切な管理の促進	■適切な管理をするための取組 1. 所有者等への情報提供 2. 所有者等への問題意識等の啓発の推進 3. 相談体制の整備 4. 空家等の除却の支援
	空家等及び除却した空家等に係る跡地の活用の促進	■空家等の利活用の取組 1. 中山間地域での空家情報バンク制度 2. 地域活動等の拠点の整備 3. 利活用可能な空家等のデータベースの整備 4. 空家等の活用に関する制度の周知 5. 空家等の補助制度の活用 ■除却した空家等に係る跡地の活用
	特定空家等への措置・対処	高知市においては、所有者等による空家等の適正管理という基本方針の下、まず、適正な管理がなされていない空家等を把握した場合は、空家等の所有者等に対し、現状の状態の情報提供等を行い、適切な管理を促します。併せて、空家等を放置することによる所有者等のリスクについても丁寧に説明することで、所有者等が納得して対応できるように努めます。

空家等の相談及び対策の実施体制	空家等の問題に対し、市民が相談しやすいよう、受付窓口を設置します。市民からの空家等の相談は受付窓口で一旦受け付け、関係所管部局と連携を図りながら対応を進めます。
-----------------	--

お問合せは、高知市都市建設部建築指導課 Tel 088-823-9470

高知市ホームページ:<http://www.city.kochi.kochi.jp/soshiki/58/akiyataisakukeikaku.html>